

政令第 号

自然公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）附則第九項の規定に基づき、この政令を制定する。
自然公園法施行令（昭和三十二年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

別表中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に自然公園法の規定により香川県知事がした許可等の処分その他の行為又はこの政令の施行の際現に同法の規定により香川県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、同日以後において環境大臣が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、環境大臣のした許可等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。